

事務連絡
令和5年1月30日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等耐震化整備担当者 各位
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について（依頼）

社会福祉行政の推進に平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

本調査につきましては、近年、自然災害が多発していることを踏まえ、社会福祉施設等入所者の安全対策に万全を期するという例年同様の観点に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の初年度における対策の状況を把握する観点からも、令和4年3月31日時点の状況について実施し、とりまとめ次第公表することとしております。

つきましては、別紙の調査要領により、貴管内における社会福祉施設等の耐震改修状況について調査の上、別紙様式を下記により提出していただきますようお願いいたします。

なお、本調査に伴うとりまとめ業務の省力化を図る観点から、今回の調査から回答項目の見直しを行っております。これに伴い、作業期限についても前回調査から短縮しておりますので、業務ご多忙とは存じますが、早期提出にご協力方よろしく願います。

記

1. 送付書類

- ・ 社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査依頼（本紙）
- ・ 社会福祉施設等耐震化状況調査要領（別紙）
- ・ 各分野別提出様式

2. 提出期限

令和5年3月3日（金）

3. 提出方法

別紙「社会福祉施設等耐震化状況調査要領」に基づき、各自治体において各分野別に提出様式を作成し、様式ごとに別添の厚生労働省所管課までメールでご提出いただきますようお願い申し上げます。

※集計のため、様式は必ずエクセルファイルのままご提出ください。

なお、様式を提出する際には、様式のファイル名「【自治体名】◆令和3年度耐震化調査（〇〇関係施設）.xlsx」および様式内シート名「【自治体名】入力シート」のうち、「自治体名」の部分をご自治体名に修正願います。

(別紙)

調査要領

1 調査対象施設

別添に掲げる施設のうち、2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)を対象とする。

※管内の該当施設は全て記入すること

2 調査基準日

令和4年3月31日(木)

※提出する際の留意点

下記の理由による変更点が非常に多くなっておりますので、様式作成の際にはくれぐれもご注意ください。

- ・該当施設が条例により対象外になった
- ・廃止された
- ・前回調査で漏れていた

3 記入要領

各分野(社会・援護局関係施設、障害保健福祉部関係施設、子ども家庭局関係施設、老健局関係施設)の様式ごとに記入すること。

(1) 「施設名」欄

施設の名称を記入すること。

(2) 「棟の名称」欄

棟ごとの名称を記入すること。

名称が無い場合も「A棟」、「B棟」などと記入し、明確に分けること。

(3) 「施設種別」欄

ドロップリストから該当する施設種別を選択すること。

(4) 「設置区分(公立・私立)」欄

施設の設置区分に応じて、ドロップリストから「公立」(公設民営含む。)または「私立」を選択すること。

(5) 「昭和57年以降に建築された棟(B)」欄

昭和57年以降に建築された建物である場合は「○」を選択すること。

※(B)で「○」を選択する場合(C)～(R)及び理由は入力しないこと。

(6) 「昭和56年以前に建築された棟(C)」欄

昭和56年以前に建築された建物である場合は「○」を選択すること。

上記（５）の（Ｂ）欄と本（Ｃ）欄のいずれかのみ「○」を選択すること。

※（Ｃ）で「○」を選択する場合（Ｂ）は入力しないこと。

（７）「Ｃのうち、耐震診断実施済の棟（Ｄ）」欄

上記（６）のうち、耐震診断を行った建物である場合は、「○」を選択のうえ、下記①～⑤のうち該当するもの（１つ）を選択すること。

※（Ｄ）で「○」を選択する場合（Ｋ）～（Ｏ）は入力しないこと。

① 「Ｄのうち、耐震性が確保されている棟（Ｅ）」欄

耐震診断の結果、耐震性が確保されていると判定された場合は「○」を選択すること。

② 「Ｄのうち、耐震改修済の棟（Ｆ）」欄

耐震改修が完了している場合は「○」を選択すること。

③ 「Ｄのうち、耐震改修中の棟（Ｇ）」欄

調査基準日現在、耐震改修中である場合は「○」を選択すること。

④ 「Ｄのうち、Ｒ４．４以降、移転、改築、耐震改修予定の棟（Ｈ）」欄

令和４年４月以降、移転、改築または耐震改修を予定している場合は「○」を選択すること。

⑤ 「Ｄのうち、Ｒ４．４以降、廃止予定の棟（Ｉ）」欄

令和４年４月以降、廃止を予定している場合は「○」を選択すること。

（８）「Ｃのうち、耐震診断未実施の棟（Ｋ）」欄

上記（６）のうち、耐震診断を実施していない建物である場合は、「○」を選択のうえ、下記①～⑤のうち該当するもの（１つ）を選択すること。

※（Ｋ）で「○」を選択する場合（Ｄ）～（Ｉ）は入力しないこと。

① 「Ｋのうち、耐震改修済の棟（Ｌ）」

耐震改修が完了している場合は「○」を選択すること。

② 「Ｋのうち、耐震改修中の棟（Ｍ）」欄

調査基準日現在、耐震改修中である場合は「○」を選択すること。

③ 「Ｋのうち、Ｒ４．４以降、移転、改築、耐震改修予定の棟（Ｎ）」欄

令和４年４月以降、移転、改築または耐震改修を予定している場合は「○」を選択すること。

④ 「Ｋのうち、Ｒ４．４以降、廃止予定の棟（Ｏ）」欄

令和４年４月以降、廃止する予定の場合（場所を移転する場合も含む。）は「○」を選択すること。

（９）「Ｄが○の場合Ｅ～Ｉに、Ｋが○の場合Ｌ～Ｏに、該当しない主な理由（Ｒ）」欄

（Ｄ）で○を選択したが、（Ｅ）～（Ｉ）のいずれにも該当しない場合、または（Ｋ）で「○」を選択したが、（Ｌ）～（Ｏ）のいずれにも該当しな

い場合は、ドロップリストから理由を選択すること。

(10) 「Rが『その他（自由記載）』の場合の理由」欄

(R)で「その他（自由記載）」を選択した場合は、具体的な理由を記載すること。

(11) (1)～(10)の記載後、○及び理由を選択したセル、(10)で具体的な理由を記載したセルが無色である（灰色でない）ことを確認すること。

※灰色である場合は、同時に選択してはいけない複数のセルで○を選択している等の記入誤りがありますので、無色となるよう記入誤りを修正のうえ提出すること。

注1) 「集計シート（入力不要）」は、計算式が設定されているため、入力是不
要ですが、提出の際はエラーがないか、入念にご確認願います。

注2) 提出の際には、公表後の対応などを考慮し、必ず自治体内でのとりまとめ
担当にも情報共有いただきますようお願い申し上げます。

注3) 前回調査まで回答項目としていた「建築年度」「Is値」「Iw値」につい
ては削除し、様式内文言の変更および集計方法の省力化等を行っております。

(別添)

調査対象施設一覧

1 社会・援護局関係施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 授産施設（生活保護法に基づく授産施設）
- (4) 宿所提供施設（生活保護法に基づく宿所提供施設）
- (5) 社会事業授産施設（（3）に該当するものを除く）
- (6) 隣保館
- (7) 生活館
- (8) 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- (9) へき地保健福祉館
- (10) 地域福祉センター

2 障害保健福祉部関係施設

- (1) 障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）
- (2) 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る）
- (3) 障害者支援施設（（2）以外）
- (4) 療養介護事業所
- (5) 共同生活援助（自己所有物件）
- (6) 共同生活援助（賃貸物件）
- (7) 補装具製作施設
- (8) 盲導犬訓練施設
- (9) 点字図書館
- (10) 聴覚障害者情報提供施設
- (11) 障害児入所施設
- (12) 児童発達支援センター
- (13) 児童発達支援事業所
- (14) 放課後等デイサービス事業所
- (15) 福祉ホーム
- (16) 地域活動支援センター
- (17) 盲人ホーム
- (18) 心身障害児総合通園センター
- (19) 市町村障害者生活支援センター

3 子ども家庭局関係施設

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童相談所
- (5) 児童相談所一時保護施設
- (6) 第1種助産施設
- (7) 第2種助産施設
- (8) 保育所（保育所型認定こども園も含む）
- (9) 幼保連携型認定こども園

※私立の幼保連携型認定こども園については、別途調査を依頼済みであるため、本調査においては対象としない。

- (10) 児童心理治療施設
- (11) 児童自立支援施設
- (12) 児童家庭支援センター
- (13) 婦人相談所
- (14) 婦人相談所一時保護施設
- (15) 婦人保護施設
- (16) 児童厚生施設（児童遊園を除く）
- (17) 母子・父子福祉センター
- (18) 母子・父子休養ホーム
- (19) 母子健康包括支援センター
- (20) 職員養成施設
- (21) 小規模保育事業所
- (22) 特例保育施設
- (23) 児童自立生活援助事業所
- (24) 小規模住居型児童養育事業所
- (25) 子育て支援のための拠点施設
- (26) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）
- (27) 認可外保育施設（但し、児童福祉法第59条の2第1項により届け出のあった施設に限る）

4 老健局関係施設

- (1) 養護老人ホーム ※(2)を除く。

- (2) 小規模養護老人ホーム（定員 29 人以下）
- (3) 特別養護老人ホーム ※併設されるショートステイの居室を含む。(4)を除く。
- (4) 小規模特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）※併設されるショートステイの居室を含む。
- (5) 軽費老人ホーム（A型・B型）
- (6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）※(7)及び(8)を除く。
- (7) 都市型軽費老人ホーム
- (8) 小規模ケアハウス（定員 29 人以下）
- (9) 老人デイサービスセンター
- (10) 老人短期入所施設 ※他の項目に記載するものを除く。
- (11) 介護老人保健施設
- (12) 小規模介護老人保健施設（定員 29 人以下）
- (13) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (14) 認知症高齢者グループホーム
- (15) 認知症対応型デイサービス
- (16) 介護予防拠点
- (17) 地域包括支援センター
- (18) 夜間対応型訪問介護事業所
- (19) 生活支援ハウス
- (20) 老人福祉センター
- (21) 在宅複合型施設
- (22) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (23) 有料老人ホーム ※(24)及び(25)を除く。
- (24) 小規模介護付きホーム(定員 29 人以下であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの)
- (25) サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安全確保に関する法律第5条の規定により登録されている賃貸住宅）
- (26) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (27) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (28) 介護医療院 ※(29)を除く。
- (29) 小規模介護医療院（定員 29 人以下）

社会福祉施設等耐震化調査に関するQ&A

問 調査対象施設の「2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設（棟）」とは、当該施設部分のみを考えるのではなく、建物全体で2階建て以上又は延べ床面積が200㎡を超えるかどうかで考えるのか。

(答)

お見込のとおり。

例えば、建物の一部（1階部分で100㎡ほど）を使用している場合でも、当該建物全体として2階建て以上又は延べ床面積200㎡以上であれば、今回の調査対象となる。

また、複数の施設種別が合築されている場合でも同様に考え、それぞれの施設種別ごとに計上する。

問 耐震改修促進法における耐震診断の義務対象とは基準が異なると思われるが、200㎡の根拠は何か。
(耐震改修促進法では数千㎡を超える建築物が対象のように見える。)

(答)

厚生労働省が当該調査を実施するよりも先に、文部科学省が公立小学校の耐震化調査を実施していた。

厚生労働省が社会福祉施設等の調査をするに当たり、前例として文部科学省の調査対象範囲を引用することとした。

当該法律を採用すると、対象となる社会福祉施設等の数が限られてしまうので、対象範囲が狭くならないように、文部科学省の調査と同様の200㎡とした。

問 (事業者の協力を得られない等の理由から) 建築年度がどうしても分からないときはどうすべきか。

(答)

「昭和56年以前に建築された棟（C）」欄において「○」を選択し、該当する項目について選択および記載を行うこと。